

# 勝浦市農業委員会会議録

## ( 6 月定例会 )

令和元年6月7日（金曜日）午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所（301会議室）に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 吉 野 茂 子 | 2 番 吉 野 常 男 | 3 番 川 崎 清 貴 |
| 4 番 吉 野 勇 孝 | 5 番 黒 川 義 治 | 6 番 鈴 木 康 弘 |
| 7 番 末 吉 富 榮 | 8 番 酒 井 明   | 9 番 渡 邊 薫   |

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに  
令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第3 その他

○会長（渡邊薫） 皆さん、こんにちは。

今日から梅雨入りということで、皆さんの方もそろそろ水不足の心配が出てくる頃だと思いますので、丁度いいタイミングで雨がくればと雨を待ち望んでいたところではないかと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ご苦勞様でございます。

○議長（渡邊薫会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

只今から、令和元年勝浦市農業委員会6月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知を願います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、4番吉野勇孝委員及び6番鈴木康弘委員を指名いたします。

よろしく願います。

日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第3条の規定は、農地の権利移動の制限であり、農地を農地のまま権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は松部の田1筆、1,242平方メートル、売買による所有権移転を目的とした申請です。

申請理由につきましても、譲受人は生産規模を拡大したいとし、譲渡人は農業を営んでいないため、売却するとして申請がなされたものです。

申請位置は、かつうら聖苑の●側●●●メートルの地点となります。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、5番黒川義治委員、お願いします。

○5番（黒川義治委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

6月1日、譲受人宅を訪ねまして、面談及び現地を確認いたしました。

現地につきましては、雑草が繁茂している状況でした。

譲受人は、申請地を譲り受け、水田の規模を拡大したいとし、譲渡人は、譲受人の希望により譲りたいとして申請に至ったとのこととあります。

申請地の隣の水田は申請者が耕作しており、規模拡大には適地であると考えます。

許可要件につきましては、特に問題はありません。

調査の結果、許可相当と判断いたします。

皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の2ページをご覧ください。

議案第2号、申請番号1番、申請地は墨名の畑、1筆、350平方メートル、駐車場用地に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、駐車台数10台、350平方メートル、転用の時期は許可日から令和元年8月31日、資金計画は自己資金によるもので、残高証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は電気工事業を営んでおり、事業用車両の駐車場として申請したいとし、譲渡人は譲受人の希望により譲り渡すとして申請がなされたものであります。

なお、現地は既に駐車場としての機能を有しており、調査したところ農地法を知らずに平成20年頃から駐車場として利用されていた経緯があるとのことから、違反転用是正のため申請がなされたものです。

また、本申請には始末書が添付されておりますことを申し添えます。

申請位置は、JR勝浦駅の●側、●●●メートルの位置となります。

以上で議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

申請番号1番につきまして、6番鈴木康弘委員、をお願いします。

○6番（鈴木康弘委員） 報告します。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

5月31日、申請者の代行者と面談し現地を確認したところ、平成20年頃から駐車場として使用されているとのことでありました。

現地は、立地基準として第3種農地に該当し、隣接農地への営農条件についても隣接農地は無く、代替性もありませんので特に問題はないと考えます。

既に駐車場の形状を成しており、今後は碎石の敷設を行いたいとのことであり、転用の実現性も問題はないと判断できます。

現場は違反転用の状態ではありますが、始末書が提出されており、土地所有者は農地法を知らずに駐車場にしてしまったということで深く反省されていることから、追認が妥当とあると考えます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（渡邊薫会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、黒川委員。

○5番（黒川義治委員） 実際こういう農地以外に使用されてしまっている案件というのは、所有権を移転しようとしないうり表へは出てこないものなのではないでしょうか。

○事務局長（窪田正） 事実そういう場合が非常に多いです。

この後、推進委員と皆様の方で、現場の利用状況調査を行う中で、具体的に話しが出て

くれば対応の方もできますが、中々ピンポイントでその場所というのは難しいところがありまして、こういった転用の相談があった時に初めて事実がわかることが多いかと思えます。

○5番（黒川義治委員） 関連してもう一点なんです、毎年農地の利用状況調査を行っている中で、農地を農地以外で使われているものがいくつか出てくるかと思えますが、そういった場所の所有者には通知とか是正の指導などは行っているんですか。

○事務局長（窪田正） 本来はそこまでやるべきかとは思いますが、実際は全部カバーされていないのが実態です。

今、推進委員という制度がある中で、まずは地域内でお話ししてもらおうというのか優先かなと考えるとともに、どこまで悪質かという部分もございしますが、違法状態には変わりはないと思えますので、その辺の対応につきましては地域の委員さんと連携を取りながら是正に向けた動きというのは一緒に行っていきたいと考えています。

○5番（黒川義治委員） はい、わかりました。

○議長（渡邊薫会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

なお、申請番号1番につきましては、●番●●●●委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与制限の対象となり、ご発言、採決ともにできませんので、ご了承願います。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明します。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より令和元年5月24日付けで決定を求められたものです。

このたびの6月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画1件、1,000平方メートル、再設定計画3件、7,735平方メートルの合計4件、8,735平方メートルです。

資料の3ページをご覧ください。

申請番号1番、南山田の田、1筆、1,000平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、7月1日から3ヶ年の新規設定です。

次に4ページをご覧ください。

申請番号2番、市野川の田、5筆、4,691平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、7月1日から10ヶ年の再設定です。

次に5ページをご覧ください。

申請番号3番、中倉の畑、1筆、1,444平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、7月1日から5ヶ年の再設定です。

次に6ページをご覧ください。

申請番号4番、中谷の畑、1筆、2,601平方メートルのうち1,600平方メートル、利用計画は普通畑、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、7月1日から3ヶ年の再設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊薫会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

はじめに、●番、●●●●委員が、議事参与制限の対象となる申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、申請番号1番は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議事参与制限のない申請番号2番から4番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（窪田正） 説明します。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正を行う農業協同組合法等の一部改正する等の法律が第189回国会において成立し、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令及び農業委員会等に関する法律施行規則の一部を改正する省令と併せ、平成28年4月1日から施行されました。

この改正により、農業委員会は、毎年度ごとに農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況を策定し公表することとなりましたことにより、内容について別紙（案）のとおり策定することについてお諮りするものでございます。

それでは個別の内容についてご説明をします。

資料の7の1ページをご覧ください。

昨年の6月定例会で決定されました、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画に対しましての点検・評価となります。

まず1番目、農業委員会の状況につきまして、はじめに、1農業の概要といたしまして、耕地面積、田798ヘクタール、畑230ヘクタール、計1,030ヘクタールであります。

これは、耕地及び作付面積統計における耕地面積となっております。

次の耕地経営面積、田430ヘクタール、畑45ヘクタール、内訳は普通畑41ヘクタール、樹園地4ヘクタールで、計475ヘクタールであります。これは、農業センサスの数値となっております。この農林業センサスの調査は5年ごとに行われ、直近では2015年であり、次回は2020年となります。

遊休農地面積は、田193ヘクタール、畑75ヘクタールの計268ヘクタールであります。

これは、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積であります。

農地台帳面積は、田993ヘクタール、畑450ヘクタールの計1,443ヘクタールとなっております。

農家数につきましては、総農家数は556戸、自給的農家数は207戸、販売農家数は349戸であり、この内訳は主業農家数が46戸、準主業農家数が83戸、副業的農家数が220戸となっております。

農業者数につきましては、農業就業者数は444人、この内、女性が199人、40代以下は26人となっております、農家数・農業者数ともに農林業センサスに基づいた数値であります。

次に、経営数につきましては、認定農業者が14経営体、基本構想水準到達者が16経営体、認定新規就農者が4経営体、農業参入法人が1経営体であり、集落営農経営はありません。

これは、事務局において市農林水産課で取りまとめている情報を調査した数値であります。

2の農業委員会の現在の体制につきましては、勝浦市は新制度に基づく体制に移行しておりますので、下段への記載となります。

農業委員数は、定数9名に対し実数も9名であり、内数として認定農業者4名、認定農業者に準ずる者2名、女性1名、40代以下1名、中立委員1名となっております。

この内数につきましては、勝浦市においては実数と同じになってはいますが、分類の性質上、必ずしも実数と同じになるものではないことをご承知おき願います。

次に農地利用最適化推進委員は、定数11名に対し実数も11名となっております。

農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、任期満了年月日は平成31年3月31日であります。

続きまして、資料の7-2をお開き下さい。

2番目の担い手への農地の利用集積・集積化につきましては、1現状及び課題についてご説明いたします。

平成30年4月現在の現状として、管内の農地面積1,030ヘクタール、平成29年面積調査、これまでの集積面積につきましては89.2ヘクタール、集積率は8.66パーセントとなります。前年度から見ますと、面積で5ヘクタールの減、率で0.49ポイントの減となりますが、これは大きい規模で展開していた方が諸事情により継続できなくなり、集積していた農地の解約があったことによるものです。

該当地域では、次に耕作できる方を探すなど努力されている状況です。

課題につきましては、ほ場整備済みの集団化した農地が少なく、小規模な農地が点在しているための効率の悪さと、限られた担い手が課題であります。

続きまして、2平成30年度の目標及び実績につきましては、集積目標117.5ヘクタール、集積実績85.0ヘクタール、この内新規実績は0.3ヘクタール、達成状況として72.34パーセントとなります。

続いて、3目標の達成に向けた活動としまして、平成30年度の活動計画は、昨年6月の定例会で決定されたものであり記載のとおりであります。

活動実績といたしまして、平成30年9月に実施した、農地中間管理機構と農地中間管理事業及び市内の農地についての地域説明会及び平成30年度においての利用集積件数1



9 2 件の実績を掲げました。

続いて、4 目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価は、概ね適当である、今後も農地の利用集積を推進するとし、活動に対する評価は、集積目標は達成できなかったが、借受者・貸付者の意向を把握し利用集積の推進を図ったとしました。

次に資料の 7-3、3 番目の、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきまして、1 現状及び課題の新規参入の状況の新規参入者数及び新規参入者が取得した農地面積につきましては、平成 27 年度において 1 経営体、0.65 ヘクタールであり、平成 28 年度・29 年度は、新規参入の実績はございませんでした。

課題としては、農業従事者の高齢化・後継者不足により担い手が減少していること。小規模の兼業農家が多く、今後、新たな担い手の確保・育成が必要であることが課題であります。

2、平成 30 年度の目標及び実績については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げられている、参入目標 3 経営体、参入目標面積 1.5 ヘクタールに対しまして、実績はありませんでした。

3、目標の達成に向けた活動の、活動計画については記載のとおりです。

活動実績は、新規参入希望者のための就農相談会と、市の担い手育成協議会との連携による新規参入者の確保・育成を掲げました。

就農相談会は、これまで 2 月に開催しておりましたが、残念ながら参加者はいらっしゃいませんでした。このことから、平成 30 年度は多くの人出が見込める時にその場に出向くこととし、11 月に武道大学を会場として開催された、かつうら魅力市にて相談会を行いました。

新たな就農者には結びつきませんでしたが、農地の貸し借りや手続きについてなどの相談が寄せられ、農業委員会活動の一部だけでも周知が図れたものと感じております。

4、目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価は、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿う数値であり、目標値として適当と考えるとし、活動に対する評価は、相談はあったが、就農には至らなかったとしました。

次に資料の 7-4、遊休農地に関する措置に関する評価の 1、現状及び課題については、管内の農地面積 1,030 ヘクタールに対しまして、遊休農地面積 268 ヘクタールであり、遊休農地率は 26 パーセントとなっており、山間谷津田の生産性の低い農地において長年に亘り耕作放棄となっていること、また、耕作者の高齢化及び有害鳥獣被害の拡大によりその面積が増加傾向にあることが課題となっています。

2、平成 30 年度の目標及び実績といたしまして、解消目標面積 6 ヘクタールに対しまして、解消実績面積はございません。

利用状況調査の結果で前年度の数値と比較しますと、残念ながら遊休農地が 14 ヘクタール増えているということになります。

3、2 の目標の達成に向けた活動としましては、活動計画は記載のとおりであり、活動実績の農地の利用状況調査は概ね計画どおりであり、農地の利用意向調査は、農地法第 3 条第 1 項第 1 号、これは現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的

に供されないと見込まれる農地となり、調査数49筆、調査面積は2.92ヘクタール。

農地法第32条第1項第2号、これは農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比して著しく劣っていると認められる農地となり、調査数209筆、調査面積13.99ヘクタールとなっており、第33条に該当する農地はございません。

4、目標及び活動に対する評価といたしまして、目標に対する評価は、目標を達成することはできなかったが、目標値としては概ね適当と考えるとし、活動に対する評価は、利用状況調査は適切に実施できたが、遊休農地の解消につなげることはできなかったとしました。

次に資料の7-5違反転用への適正な対応といたしまして、1現状及び課題、2平成30年度実績とも、該当はございません。

3活動計画・実績及び評価につきましては、活動計画は記載のとおりであり、活動実績として、リーフレットの配布、県との合同パトロールや定期的な農地パトロールの実施、随時のパトロールをあげ、活動に対する評価は、広報や農地パトロールにより、違反転用の未然防止を図ることができた、今後も引き続き農地状況の把握に努めるとしました。

次に資料の7-6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきまして、1、農地法第3条に基づく許可事務につきましては、1年間の処理件数が6件、うち許可6件、不許可0件となっております。

事実関係の確認、総会での審議、申請者への審議結果の通知、審議結果等の公表については記載のとおりであり、特に是正を必要とするところはないと考えます。

2、農地転用に関する事務につきましては、1年間の処理件数が64件となっております。事実関係の確認、総会での審議、審議結果等の公表については記載のとおりであり、こちらも、特に是正を必要とするところはないと考えます。

資料7-7、3農地所有的確法人からの報告の対応につきましては、管内には1者の法人があり、報告書が提出されております。

4、情報の提供等であります。

賃借料情報の調査・提供で調査対象賃貸借件数が187件、農地の権利移動等の状況把握調査対象賃貸借件数が373件であります。

農地台帳の整備につきましてはシステムにより管理しており1,437ヘクタールとなっております。

実施状況といたしまして、それぞれ記載のとおり実施しており、こちらも特に是正の必要は無いと考えます。

次に資料の7-8、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、農地利用最適化等に関する事務、農地法等によりその権限に属された事務とも、特に意見はありませんでした。

事務の実施状況の公表等につきましては、1総会等の議事録の公表は、ホームページで公表しており、2農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、3月定例会で決定された意見を市長へ提出いたしました。

内容の概略は記載のとおりです。

3活動計画の点検・評価の公表につきましても、ホームページで公表をしております。以上が平成30年度の点検・評価であります。

7-9ページをご覧ください。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。

平成31年4月1日現在の農業委員会の状況でございます。

1、農家・農地等の概要は、総農家数556戸、うち自給的農家数は207戸、販売農家数が349戸、その内主業農家が46戸、準主業農家数が83戸、副業的農家数が220戸ということになります。

農業就業者数は全体で444人、内女性が199人、40代以下が26人ということになっており、いずれも農林業センサスの数値であります。

認定農業者は14経営体で、基本構想水準到達者こちらは15名、認定新規就農者2名、農業参入法人1経営ということになります。

集落営農につきましては、勝浦市にはございません。

次に耕地面積につきましては、田が790ヘクタール、畑が228ヘクタール、計で1,030ヘクタールであります。この耕地面積は、耕地及び作付面積統計という統計資料の数値であります。なお、計が合致しませんがこれは四捨五入によるものであり、統計上の数値は記載のとおりとなっております。

経営耕地面積につきましては、田が430ヘクタール、畑が45ヘクタール、計で475ヘクタール。こちらは農林業センサスの数値となります。

遊休農地面積につきましては、田207、前年193ヘクタール、畑が75、前年75ヘクタール、計282、前年268ヘクタールであり、農地台帳面積につきましては、田が989、前年993ヘクタール、畑が448、前年450ヘクタール、計1,437、前年1,443ヘクタールとなります。

次に、2の農業委員会の現在の体制です。

農業委員数は、定数9名に対して実数9名、内認定農業者3名、認定農業者に準ずる者が1名、女性が1名、40代以下が0名、中立委員が1名、こちらについては、分類の性質上、合計が合うものではございません。

任期満了期間は令和4年の3月31日です。

農地利用最適化推進委員については、定数が11名に対して実数が11名、設定地区数については3ということになります。

次に7の10ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化についてです。

1、現状及び課題につきまして、平成31年4月現在の管内の農地面積につきましては、これは作付面積統計の数値であり、1,020ヘクタールとなります。

集積面積につきましては、85.0ヘクタールの集積をしており、集積率としましては、8.33パーセント、ほ場整備済みの集団化した農地が少なく、小規模な農地が点在しているための効率の悪さと、限られた担い手を課題としております。

2、令和元年度の目標及び活動計画については、目標数は集積面積119.8ヘクタール、内新規集積面積につきましては6ヘクタールを目指します。

こちらに対しての目標設定の考え方でございますけれども、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、これによりまして集積面積を算定しております。

また、新規集積面積につきましては、ワンスリー運動というものがございまして、これは農業委員1名1名が、30アールずつ掘り起こしをするという運動であり、これを勝浦市に当てはめると農業委員、推進委員1人あたり30アール、20名いますので6ヘクタールという目標にしております。

次に活動計画ですけれども、農地中間管理機構と連携をいたしまして、また、経営基盤強化促進法による利用権の設定の強化を行うというところで、実質的な活動といたしましては賃貸借利用権設定の期間が終了した方に再設定をお願いしていくということの活動計画となります。

次に、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進について、1現状の新規参入の状況としまして、過去3年間を記載する様式となっておりますが、平成28年度・29年度・30年度での実績はございませんでした。

課題につきましては、農業従事者の高齢化、後継者不足、これによりまして農業を担う者が減少しており、また、中山間地域のために小規模の兼業農家が多く、新たな担い手の確保・育成を図る必要があるということを経験としております。

2、令和元年度の目標及び活動計画といたしましては、市の担い手育成支援協議会と連携して、新規参入者の確保・育成を図っていくというところで、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる3経営体1.5ヘクタールを目標としております。

1.5ヘクタールの根拠の考え方として、下限面積が0.5ヘクタールでございますので、3経営体ということで1.5ヘクタールとしております。

次に7-11遊休農地に関する措置になります。

1、現状及び課題につきましては、平成31年4月現在の管内の農地面積1,020ヘクタール、遊休農地は282、前年268ヘクタールでございます。

割合として28、前年26パーセントということになります。

課題といたしまして、山間谷津田の生産性の低い農地を中心に、耕作放棄地が多く、有害鳥獣被害も多くなっていることから、耕作放棄地が増加しているということになります。

2、令和元年度の目標及び活動計画としまして、解消に向けての目標数値でございますけれども、集積面積につきましては、勝浦市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の考え方から算出し、新規集積面積については先ほど申し上げましたワンスリー運動から6ヘクタールを目標面積としております。

それに対しての活動計画は、利用状況調査であり、こちらについては調査員が、農業委員、推進委員、事務局職員の全22名で、7月から10月で調査を実施し、調査結果は10月から11月に取りまとめてシステムの方に反映するという形を予定しております。

その他、各農家への調査票配布と現地調査を実施する予定でございます。

その後の利用意向調査は法定の調査であり、実施時期については利用状況調査が終わり次第、11月から1月、取りまとめについては年度内という計画をさせていただきます。

最後に、違反転用への適切な対応につきまして、1、現状及び課題としまして、現状については平成31年4月現在の農地面積1,020ヘクタール、違反転用面積については、28年度に鶴原地先の是正が完了し0となりましたので、課題については特に記載はございません。

2、令和元年度の活動計画については、リーフレットの配布による啓発、県との合同パトロールや定期的なパトロールによる新たな発生の予防にあわせ、今後も引き続き農地状況の把握に努めるといたしました。

県との合同パトロールは、7月11日の木曜日を予定しています。

以上で、内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊薫会長） 職員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊薫会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

○事務局長（窪田正） それでは、事務局の方からその他ということで農業者年金の加入促進、周知ということでお知らせさせていただきたい部分がございますので、お時間いただきたいと思っております。

それでは、瀧口書記の方から説明がございますので、よろしく願いいたします。

○書記（瀧口智大） それでは、農業者年金の戸別訪問についてご説明いたします。

まずは、資料の確認の方をお願いいたします。

加入推進名簿、加入推進活動記録簿、記入例、アンケート、リーフレットの5枚になり

ますので、これを見ながらお聞き下さい。

それでは、内容の方を説明いたします。

先月、合同会議で農業会議の青木主事から説明があったように、農業者年金の新規加入には戸別訪問が非常に効果的であるということで、皆様にもお配りした名簿にある市内加入対象者の方へ足を運んでいただき戸別訪問をお願いしたいと考えております。

地域での現場活動ということなので、推進委員がメインになるかと思いますが、農業委員の皆様にも推進委員と協力していただき、戸別訪問をしていただきたいと思います。

本日お配りした名簿は、現時点で把握している市内の方で、60歳未満、国民年金1号被保険者、年間60日以上農業に従事している方のリストとなります。

国民年金の部分が最新のものではないので、その部分を精査し、7月の合同会議で正式なものはお配りいたします。

今回は参考までにご覧いただければと思います。

この名簿の右側に担当していただく農業委員、推進委員の名前を記載しておりますので、ご確認下さい。

地区によって人数にばらつきがございますが、ご理解いただければと思います。

訪問した際、まずは、この農業者年金の制度を知ってもらう、制度の周知というのが目的になりますので、最初はパンフレットをお渡しいただき、お声掛けをしていただきたいと思います。

その際に加入対象者の方に本日お配りしてあります加入アンケートも記入いただき、訪問の結果を加入推進活動記録簿に記載して事務局まで提出をお願いいたします。

訪問していただいた中で、興味を持っていただいた方には事務局の方も同行して、改めて詳しい説明に伺いたいと考えていますので、そういった方がいた場合には事務局までご連絡いただければと思います。

説明については以上となります。

○事務局長（窪田正） ただいま瀧口書記の方から説明がございましたが、一番頭に置いていただきたいのは、農業者の方が受給できる年齢に達した時に、そんな制度知らなかったということがないようにしていただきたいということです。

これは県の年金の説明会や研修会に行くとき必ず言われることなので、まず制度を知ってもらい、その上で加入するかどうかはご自分の判断になるかと思いますが、ご協力お願いいたします。

また、その中で特に興味を持っていただいた方がございましたら、事務局まで話を振っていただければ、後はこちらで対応します。

それで事務局だけで足りないような事があれば、農業会議からも担当者が来ていただけるので、そういったかたちでの対応を取っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

農業者年金の説明会は以上になります。

○議長（渡邊薫会長） 事務局から農業者年金の説明がございました。  
他に委員の皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊薫会長） なしとの声がございましたので、日程第4、その他を終わります。  
以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。  
これをもって、令和元年勝浦市農業委員会6月定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午後2時30分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和元年6月7日

議長(会長)

---

署名委員

---

署名委員

---